

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社栄翔
法人番号: 7030001163530
住 所: 埼玉県越谷市大字大里42番地9-2階
- 指名停止措置期間: 令和8年1月19日から令和8年4月18日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 全国
- 事実概要:

株式会社栄翔は当院発注の「スイッチモジュールの購入」の一般競争入札(令和7年12月10日開札)において、落札者に決定されたが、落札決定後に誤った金額で入札したことを理由に契約辞退を申し出た。

- 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社栄翔の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)